

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 2 月 26 日

天 理 市

2月25日、第3回天理市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（本部長：市長並河健）を開催し、国内の感染症発生状況と政府の基本方針を踏まえ、当面の対策を以下のとおり決定しました。「まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である」（25日付、政府対策本部決定より）とされる中、市民の皆さまのかけがえのない命と健康を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

1. 市立小中学校、幼稚園及び保育所

(1) 市内または近隣市町村（奈良県に限らず、通勤通学等で本市市民の生活と密接に関わる大阪府及び京都府都市部を含む）において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスター（集団感染）が発生したと判断される場合、遅滞なく、概ね2週間、全ての学校園所を臨時休業とする。

(2) 市内の学校園所において、児童生徒及び教職員・保育士または同居する家族で患者・感染者が発生した場合、当該学校園所を、遅滞なく、概ね2週間休業し、施設内の消毒等適切な対策を取る（状況に応じて全校園所の休業もあり得る。）。

(3) 児童生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校・通園所を控え、自宅での療養や適切な受診を求める。その場合、「出席停止」扱いとし「欠席」としない。

(4) 3月に予定されている卒業（園）式については、①例年通り実施、②規模を縮小して実施、③中止し証書を別途送付、の何れとするか、3月上旬を目途に決定する。②の規模縮小の場合は、卒業生と保護者、教職員及び送辞等を担当する在校生代表のみの出席とし、来賓やその他の在校生の参加は控える。

2. 市内行事と施設の取り扱い

(1) 18日の第一回市対策本部会議において、概ね1カ月間の市主催行事の延期または中止、市施設を利用する行事・イベントの延期の呼びかけを決定し、実施してきたところ、3月中を目途に右方針を継続する。明確な目的や開催の必要があり、対象が限られている説明会や研修等はこの限りでないが、市内または近隣市町村において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスターが発生したと判断される場合は、直ちに中止する。

(2) 概ね1カ月の間、市内で開催される行事・イベントに対しては、感染拡大防止の観点から、開催の必要性を改めて見直すことを促し、真にこの期間中に開催する必要がない限り、延期または中止を要請する。市施設の利用者に対しては、会場キャンセル料等は取らず、延期後に改めて開催する際には、できるだけ便宜を図る。

(3) 市内または近隣市町村において、一定規模の市中感染や小規模患者クラスターが発生したと判断される場合は、予約の有無に関わらず、市民会館や市立公民館等の集会所や天理駅前広場コフンを遅滞なく臨時休館する。

3. 市職員（教職員、保育士等を含む）の勤務について

(1) 市職員に微熱を含む発熱等の風邪症状が見られる場合、当該職員は、休暇を取得し、外出を控える。同居する家族に患者・感染者が発生した場合や、厚生労働省による受診の目安に該当する症状が見られる場合も同様とする。

(2) 市職員に感染が確認された場合、当該職員や濃厚接触者等が勤務する部署及び周辺の部署を一時的に閉鎖し、必要な市民サービスは、可能な限り他のスペースに窓口を設置して対応する。

(3) 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、公共交通機関を利用する職員の時差出勤やテレワークを認める。市内事業者や団体にも、同様の配慮を求める。

4. 国及び県との連携

感染拡大防止に向け、政府や県（保健所設置を含む保健衛生業務を所管）との情報共有と連携を密に、引き続き、市行政として行い得る対策に全力で取り組む。

【参考】2月25日付「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」は、首相官邸ウェブサイトの新型コロナウイルス感染症対策本部の項をご参照下さい。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihonhousin.pdf)

(了)